パルシステム
オリジナル
2025年版

団体がん保険

ネット申し込みは こちら

＼5分で完結／
パルシステム 団体がん保険 検索
※ハーフコースはWEB加入できません

- 保険料が47.5%割引
- 抗がん剤治療や再発・転移まで幅広く補償!!
- 持病・入院・手術歴があっても加入しやすい

ご家族３人で加入しても、保険料は月々3,580円！

別居のお子様やご両親の備えにも！*

*加入者から見て同居されている義理のご両親、お子さんの配偶者を含む

月額保険料

1年更新型で5歳きざみで保険料が変わります（満89歳まで更新可能）
【保険期間:1年間｜団体割引:30%｜損害率による割引:25%】※2025年1月1日時点の満年齢です

被保険者年齢	男性 スタンダードコース（抗がん剤付）	女性 スタンダードコース（抗がん剤付）
0～4歳	140円	150円
5～9歳	160円	170円
10～14歳	210円	220円
15～19歳	190円	200円
20～24歳	170円	180円
25～29歳	270円	300円
30～34歳	470円	520円
35～39歳	760円	840円
40～44歳	1,180円	1,290円
45～49歳	1,720円	1,860円

	スタンダードコース（抗がん剤付）	ハーフコース（抗がん剤付）	スタンダードコース（抗がん剤付）	ハーフコース（抗がん剤付）
50～54歳	2,500円	1,540円	2,660円	1,620円
55～59歳	3,780円	2,280円	3,960円	2,370円
60～64歳	5,600円	3,330円	5,780円	3,420円
65～69歳	7,570円	4,490円	7,750円	4,580円
70歳	9,670円	5,730円	9,840円	5,820円

※満89歳まで更新可能※新規加入対象年齢は満0歳～満70歳の為、70歳以降の保険料は掲載しておりません。詳しくはお問い合わせください。
※被保険者1人につき1つのコースの加入となり、複数のコースへの加入はできません。※ハーフコースは、50歳以上の場合にお選びいただけます（2025年1月1日時点の満年齢）。※記載の保険料は割引適用後の保険料です。※この商品は損害保険であり、共済ではありません。

抗がん剤治療補償がないコースをご希望の方は、下記お問い合わせ先までお電話ください。

お問い合わせ 0120-201-342 通話無料です
※表示事内容が流れましたら「1」を押してください

【取扱代理店】パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部
【営業時間 9:00～17:30 月～金】
〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目2-6 ラクアス東新宿6階
【団体契約者】パルシステム共済生活協同組合連合会
【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社
担当課 広域法人部 団体・協同組織室 [TEL]03-3515-4151

補償（新規加入年齢）

補償		スタンダードコース（抗がん剤付）（0歳～70歳）	ハーフコース（抗がん剤付）（50歳～70歳）
診断保険金*1	がんと診断確定されたとき	一時金として 100万円	50万円
再発・転移保険金*2	がんの再発・転移に備えて	一時金として 100万円	50万円
入院保険金	何日でも補償！	一日につき 10,000円	5,000円
通院保険金*3	三大治療の通院なら日数無制限で補償!	一日につき 5,000円	2,500円
抗がん剤治療補償*4	治療を受けられた月ごとにお支払い！	月ごとに 5万円 通算60ヶ月（300万円分） ＊ひとつの抗がん剤治療につき	
先進医療保険金*5	技術料の立て替え不要！*5 先進医療にかかわる技術料を実費で補償	保険期間を通じ 500万円限度	
がん患者申出療養保険金	患者申出療養*にかかわる技術料を実費で補償 ※詳細は「補償の概要等」および厚生労働省のHPにてご確認ください	保険期間を通じ 3,000万円限度	
手術保険金	所定の放射線治療も対象！	一回につき 10・20・40万円	5・10・20万円
特定手術保険金*6	がんで胃全摘除術、片側肺全摘除術など、所定の手術を受けられたとき	一回につき 100万円	50万円
がん女性特定手術保険金付（女性専用）	女性特有のがんで下記の手術を受けられたとき ①乳房切除術*7 ②子宮全摘除術 ③両側卵巣全摘除術	一回につき 50万円	25万円

［保険期間:1年間］●補償期間は1年ごとに更新されます。保険期間の中途でご加入いただく場合、毎月月末までに受付けの方は、翌々月1日午前0時から2026年1月1日午後4時までです。（ただし、初回保険料口座振替完了の場合）●保険金受取人は被保険者本人となります。 ※ご加入にあたっては、健康状態等に関するご質問と「重要事項説明書」をよくお読みください。

＊1:がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることが出来ます。診断保険金のお支払いは被保険者（保険の対象となる方）ごとに保険期間（ご契約期間）を通じて1回に限ります。また、2回目以降の診断保険金のお支払いは、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を経た期間が経過していることを要します。 ＊2:がんで所定の治療（所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。）を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定された場合にお支払いします。ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 ＊3:所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療のための通院をした場合は日数無制限、それ以外のがんの治療のためのみ入院前後、通院をした場合は入院前60日間または退院後365日間補償します。 ＊4:対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。 ＊5:先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。本特約をご利用の際に所定の要件を満たす必要があるため、詳しくは裏面の「がん先進医療特約における粒子線治療費用の支払について」をご確認ください。 ＊6:所定の手術とは、胃全摘除術、片側肺全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術（発声機能の喪失を伴うものに限ります。）、四肢切断術（手指・足指を除きます。）をいいます。 ＊7:皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。

記入見本

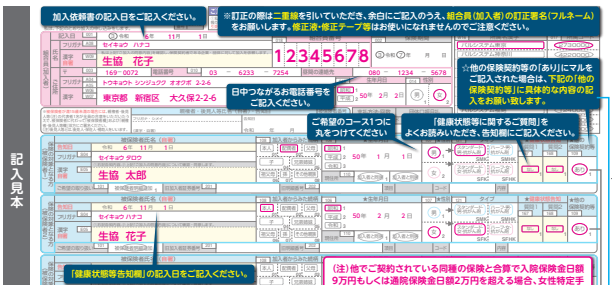

＼ 2つの質問が「なし」の場合ご加入いただけます！ ／

●告知書は原則保険の対象となる方（被保険者）ご自身がご記入ください。（注）告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。（注）ご家族が告知される場合には、保険の対象となる方の体況をご確認の上、ご記入ください。
●過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。
●保険金請求時等に、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

ご注意ください！

健康状態等に関するご質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

●新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。●告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。お客様控のない加入依頼書の場合はお手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。告知に関する詳しい問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

健康状態等に関するご質問

次の質問1、2とも「なし」の方に限り、ご加入いただけます。

【質問1】今までに「がん」または「上皮内がん」※1と医師に診断されたことがありますか。
※1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

【質問2】告知日（ご記入日）より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。
①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常（要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。）を指摘されたこと※精密検査・再検査の結果、異常が見つからなかった場合でも「あり」となります。
・上部消化管エックス線検査（または内視鏡検査）・胸部エックス線検査・乳房エックス線（マンモグラフィ）検査
・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSA等）・CT検査・MRI検査
・PET検査・肝炎ウイルス検査（HBs抗原・HCV抗体）・腹部超音波検査・その他のがん検診
②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察（服薬・治療を含みます）・検査を受けるように指導されたこと
（告知に該当された場合でも、他の保険をご案内できることもございます。詳しくは、右記フリーダイヤルまでお問い合わせください。TEL 0120-201-342）

別表 お引受けできない病気や所見・症状

病気や所見	ポリープ・しゅよう等	しゅよう※2、結節※2、腫瘍※2（しゅりゅう）、GIST（ジスト、ギスト）、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ（ポリポーシス）※3、病理検査や細胞診での異常
	消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害（入院や治療を伴うもの）、慢性アルコール性肝機能障害、NASH（非アルコール性脂肪肝炎）、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
	呼吸器系の病気	COPD（慢性閉塞性肺疾患）、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
	腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
	その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血（鉄欠乏性貧血を除きます）
症状※4		しこり、出血（不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿）、黄疸

※2「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。
※3 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。
※4「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病名と診断された場合、または本の症状に対する診察（服薬・治療を含みます）・検査の結果、告知日時点で医師による診察（服薬・治療を含みます）・検査が終了している場合は「なし」となります。

24T-001118（2024年10月作成）

お申込みは加入依頼書をご提出いただくか、ネット申込みよりお手続きをお願いします。

団体がん保険加入依頼書

パルシステム共済生活協同組合連合会御中

ご加入の同意内容 私と被保険者全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。
①私が保険契約者である企業または団体の構成員であること ②「重要事項説明書」の内容 ③「ご加入内容確認事項」の内容 ④「個人情報の取扱いの内容」 ⑤「告知の大切さに関するご案内」の内容 ⑥「この商品は保険会社を引受保険会社とする損害保険であり、生命保険や引受する共済ではないこと」

営業店 491 代理店 0860 団体 4E947 D003
電話のお取り次ぎ 019 新規 1 加入内容変更 1

所属名漢字	所属コード
パルシステム東京	2730000
パルシステム神奈川	4220000
パルシステム千葉	2360000
パルシステム埼玉	2010000
パルシステム茨城 栃木	1470000
パルシステム山梨 長野	5020000
パルシステム群馬	1880000
パルシステム福島	1240000
パルシステム静岡	5530000
パルシステム新潟とくめい	4600000

WEBからでも簡単加入！
ご家族の方も続けてお申込みできます！
※ハーフコースはWEB加入できません
お申し込みはコチラ

加入依頼書の郵送方法

①下面の宛名部分を点線に沿って切り取り、お手持ちの封筒の上部分にしっかりとのり付けしてください。封筒は、裏面に差しつかえないものであれば、どんな封筒でご使用いただけます。（重大サイズ（20×235mm）
②その封筒の中に左面の「団体がん保険加入依頼書」を折ってお入れください。
③お手数ですが、封筒の裏にお名前とご住所をご記入ください。
④切手を貼らずにご提出ください。

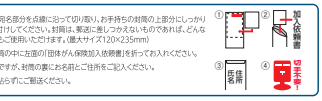

料金受取人払郵便
新宿北局承認
4109
差出有効期間
2026年8月31日
まで
定形
1698790
受取人
131
東京都新宿区大久保2-2-6
ラクアス東新宿6階
パルシステム
共済生活協同組合連合会
（団体がん保険係）行

お申し込みについての案内「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

被保険者(保険の対象となる方)	○ 次の①～③に該当する方 ①バルシステムの組合員本人 ②上記①の配偶者、子ども、両親、兄弟(「同居」「生計を共にする」「血族は姻族かは問わない) ③上記②の同居している親族(「生計を共にする」「血族か姻族かは問わない) ○ 令和7年1月1日時点で満0歳～満70歳までの方(更新は満89歳まで) ○ 加入依頼書の告知事項に該当しない方
申し込み方法	加入依頼書に必要事項をご記入・ご署名のうえ、郵送でお送りください。
保険の開始日	加入依頼書をご提出いただいた月の翌々月の1日午前0時から始まり、補償開始月の翌月日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)が初回保険料の振替日となります。
保険料は口座振替で毎月0日	保険料は生協へ登録されました口座から毎月0日(金融機関が休業日の場合は翌営業日)に自動振替いたします。 ※振込用紙でお支払いの方は、振込用紙記載の期日(6日)までに、お振込みとなります。 ※クレジットカードでのお支払いは、クレジットカード取扱会社が定める期日によりお支払いいただきます。
加入者票の送付について	加入者票は補償開始月前月末までにお送りいたします。
契約は毎年更新	保険期間の終了はすべての加入について令和8年1月1日の午後4時までです。(保険期間:令和7年1月1日午後4時～令和8年1月1日午後4時)。以降は自動更新となります。なお、更新時の保険料は令和8年1月1日の保険料が適用されます。ご本人の更新時の満年齢が90歳以上の場合、更新することはできませんので、あらかじめご了承ください。
契約の変更や解約をしたい場合	バルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部までご連絡ください。必要な書類を郵送いたします。解約に伴う保険料の口座振替は、解約届出書がバルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部に届いた翌々月の6日までとなります。 例えば 7月末受付、9月1日までの補償、9月6日までに保険料引き落とし
生協を脱退される場合	この保険はバルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協組合員以外ご利用いただけません。バルシステム共済生活協同組合連合会の会員生協を脱退される場合の保険の取扱いについては、代理店までお問い合わせください。
割り戻し等について	この保険は生協の割り戻しの対象にはなりません。また、満期返戻金、解約返戻金もありません。
介護医療保険料控除証明書の発行について	その年に払込みされた保険料の控除証明書は10月下旬に送付いたします。
保険金請求等に関するお問い合わせについて	東京海上日動火災に直接ご連絡いただきます。(詳細は加入者票送付時にご案内いたします。)
その他重要事項について	●初回保険料が振替不能の場合、その翌月に初回と翌月分の保険料をあわせて2ヶ月分を振り替えます。(2ヶ月分の振替えが出来た場合、振替月の前々月日に遡って保険が開始されます。)2ヶ月連続して振替不能の場合はお申込みの不成立となります。2回目の保険料が振替不能の場合は、翌月2ヶ月分の保険料を振り替えます。2回目以降の保険料が2ヶ月連続して振替不能となった場合、保険契約は失効となります。この場合は、2回目の振替不能日の月末に契約は失効します。※振込用紙記載の期日までに入金がない場合、上記と同様となります。

ご加入例

毎月末日 加入依頼書生協受付 → 翌々月1日 保険開始 → 保険開始月 翌月0日 第1回保険料引き落とし(生協口座残高確認日の前日) → いつでもご加入できます

※加入者票は補償開始月前月末(左記例の場合12月末日)までにお送りします。

例えば 11月末日生協受付、1月1日補償開始、2月6日保険料引き落とし(金融機関が休業日の場合は翌営業日)

この保険は、バルシステム共済生活協同組合連合会(以下、「当会」といいます。)をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてバルシステム共済生活協同組合連合会が有します。

■団体がん保険(団体総合生活保険) 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合

がん補償基本特約	がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ●初めてがんと診断確定された場合●この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
	がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんにて医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
	がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん通院保険金＋がん通院保険金の補償拡大特約	がんと診断確定され、以下のいずれかの状態に該当した場合 ①診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため以下のいずれかの条件を満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ◎がん手術保険金の支払対象となる所定の手術のための通院であること ●抗がん剤*1による治療のための通院であること ②保険期間中にがん入院保険金の支払対象となる入院(日帰り入院を含みます。)を開始し、以下の条件のすべてを満たす通院(往診を含みます。)をされた場合 ●診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とする期間内に行われた通院であること ●入院の原因となったがんの治療のための通院であること ●入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、1回の入院(日帰り入院も含みます。)の原因となったがんの治療のための通院について425日を限度とします(①に該当する通院をされた場合、日数の限度はありません。) *1 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*2で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *2 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院も含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
	がん再発転移補償特約	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ▶手術 ●放射線治療 ●抗がん剤治療 ●造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。 *1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。
	がん先進医療特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に先進医療*1を受けられた場合 ▶先進医療*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん先進医療保険金額を限度とします。 *1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養の7号、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療Cと厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。 *2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii.先進医療以外の評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療
	がん患者申出療養特約	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金を限度とします。 *1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i.公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii.評価療養のための費用 iii.選定療養のための費用 iv.食事療養のための費用 v.生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i.診察 ii.薬剤または治療材料の支給 iii.処置、手術その他の治療
	抗がん剤治療補償特約	保険期間中に抗がん剤治療*1を1開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を1開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数(36ヶ月)とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をしてなくなりの日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を1開始したものとして取り扱います。 *1 以下の条件のすべてを満たす入院をした通院をいいます。●診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のため入院をされた通院であること●公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方料が算定される入院をした通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。*3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。*4 医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。
	がん女性特定手術特約	がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下のような手術を受けられた場合●乳房切除術(皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいい、生検を除きます。) ●子宮全摘術 ●両側卵巣全摘術 ▶がん女性特定手術保険金額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払します。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
	がん特定手術特約	がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下のような手術を受けられた場合●胃全摘術等 ●片側肺全摘除術 ●食道全摘除術 ●片側腎全摘除術 ●膀胱(ぼうこう)全摘除術 ●人工肛門(こうもん)造設術 ●喉頭全摘除術(発声機能を喪失を伴うもの に限ります。) ●四肢切断術(手指・足指を除きます。) ▶がん特定手術保険金額をお支払いします。ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払します。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

【「がん先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「がん先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、弊社から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を限射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、選べる治療開始の3週間前までにパンフレット等記載のお問合わせ先までご連絡ください(医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。)。

*1「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。

*2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細はパンフレット等記載のお問合わせ先までご連絡ください。
・責任開始日から1年以上継続して加入いただいていること。
・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

変更・中止となる場合があります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入にあたって

保険の対象となる方がん※1と診断確定されたとき、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護度要支援度療養施設または介護医療院にお入る入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。がん※1診断確定されたときに、がん※1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん※1の病状が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「幣社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する額を支払います。詳細は、パンフレット等記載のお問合せ先までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは、以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見も認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物(ただし、膀胱の上皮内新生物を除く)、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類一腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象とならません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類一腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病が発生した場合、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】初年度契約の保険始期前にがん診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方またはご保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入に無効となり、保険金をお支払いできません(この場合お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。

「保険の対象となる方(被保険者)について」における相語の解説

(1)配偶者:法律上の配偶者のほか、
①婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約と呼ばれる)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。たし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。
a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)。
b.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
(2)親族:6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みます。)。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご質疑保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[マークの ご説明]
契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

Ⅰ ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み 契約概要
この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等にご記載しております。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等 契約概要 注意喚起情報
基本となる補償の「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額等の設定 必ずご記入
この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中から選びいただくことになります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高齢疾養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。保険期間の中途でご加入者からの申出による保険金額の増額等はできません。

4 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報
ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金をお支払いの対象となならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等
(1)保険料の決定の仕組み 契約概要
保険料は、ご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。
(2)保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報
払込方法:払込回数については、パンフレット等をご確認ください。
(3)保険料の一括払込みが必要な場合について 注意喚起情報
※団体構成員または その家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。あらかじめご了承ください。
①脱退により組合員でなくなった場合
②ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約を継続して保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。
ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくこと、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのご注意ください。
※がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、[Ⅱ-1告知義務]をご確認ください。
*1 ご加入者によってご加入されたすべての保険の対象となる方ならびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただいない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

6 満期返れい金・契約者配当金 契約概要
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務 注意喚起情報
加入依頼書等に**も**や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。
※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については[Ⅲ-1 通知義務等]をご参照ください。なお、告知事項は、お引受けする補償ごと異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償の告知事項(★)は「生年月日、性別、健康状態告知*1」となります。
※すべての補償について「他の保険契約等*2」を給付されている場合、その内容について告知事項(★)となります。
※代理店・投書への口頭による回答では、健康状況を告知したたいことにはなりません。必ず加入依頼書の「健康状態告知」への記入、またはインターネット加入システムにてご回答いただきますようお願いいたします。
*1 新たにご加入される場合または更新にあわせ補償内容をアップする場合のみとなります。
*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容については、東京海上日動(以下「幣社」といいます。)に「保険のお引受けができない場合」をご確認ください。

[がん補償の「告知」(健康状態告知書)]
①告知義務について
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、がん保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で幣社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受け対応について
幣社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受け応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合にはお引受けできないことがあります。
③告知が事実と相違する場合
告知していただく事柄は、告知書に記載しております。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、幣社は「告知義務違反」として ご加入を解除することがあります*4。
●責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日もいます。
*4 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。
<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>
前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にご加入を取消し等させいただくことがあります。
(例)現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について
保険金のご請求等の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ 注意喚起情報
ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人 注意喚起情報
保険金受取人は本人のみです。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 注意喚起情報
現在のご加入を解約、減額等をされることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約されると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等 注意喚起情報
[通知事項] 加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごと異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、[Ⅱ-1 告知義務]をご参照ください。
[その他ご連絡いただきたい事項]
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
[ご加入後の変更]
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要があります。保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約されるとき 契約概要 注意喚起情報
ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たず解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 給期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約 注意喚起情報
がん補償については、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明ください。ご説明ください。

4 満期を迎えるとき 契約概要
[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただくことがあります。
●弊社が普通約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日におけるお内容が適用されます。このお結果、更新後の補償内容等が変更されることで更新できないことがあります。
[更新後契約の保険料]
保険料は、補償ごと、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。
[保険金請求忘れのご確認]
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約において保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがあります。
[更新加入依頼書等記載の内容]
更新加入依頼書等に記載しておご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
[ご加入内容を変更されている場合]
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はご の更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い 注意喚起情報
●保険契約者であるバルシステム共済生活協同組合連合会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払に関する関係先、金融機関等に対し提供すること
②契約維持、保険金支払・等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等に対して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続き担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故捉契の発生を未然に防ぐためとともに、保険金の適正かつ迅速・健実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認は、上記目的以外には、用いません。
●バルシステムグループとの共同利用 当会はバルシステムグループ*1において、より良いサービスを提供するために、個人情報を共同利用します。(1)共同利用する個人情報の項目 氏名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、アレルギー情報、購買情報、請求情報、出資情報、口座情報、苦情内容等(2)共同利用する範囲 バルシステムグループ(3)共同利用する目的①各種サービスの提供②お問合せ、苦情等への対応③商品やサービスのご案内④商品の開発・改善やサービスの改善⑤各種サービスの契約、および維持管理等(4)共同利用する個人情報の管理責任者の名称 バルシステム共済生活協同組合連合会
*バルシステムグループの範囲:https://www.palsystem-kyosai.coop/organization/kyousairen/privacy/index.html

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について
●が入補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
①この保険が継続されてさた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががん診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方が保険金受取人にする場合は除きます。)
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社は ご加入を解除することができます。
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険金社破綻時の取扱い等 注意喚起情報
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後の予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

4 その他ご加入に関するご注意事項
●弊社代理店に弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っており ます。しかし、弊社代理店と有効に成立したご契約について は弊社と直接締結されたものとなります。注意喚起情報
●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご重向とおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にてご加入上の大切なことがらが記載されていますのでご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

5 事故が起こったとき
●事故が発生した場合には、直ちに(がん補償等については30日以内)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠を提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償については、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
・他の保険契約等の保険金支払内容を証明した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内の亡親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
*1 法律上の配偶者に限ります。
●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点について了承ください。
・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方に原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(または加入者)から加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いしたお旨ご回答させる得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(または加入者)に偽病名等を要知される可能性があります。
・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(または加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
1.保険の対象となる方(または加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場 2.特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合 3.ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合
本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部が弊社に移転します。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関) 注意喚起情報
弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

ナビダイヤル **0570-022808** IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
<通話料有料> 受付時間:平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

**本契約書はご加入いただく保険に